

独立行政法人国立青少年教育振興機構政府調達契約事務取扱規則

平成 18 年 4 月 1 日
独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第 3－5 号
平成 26 年 2 月 27 日
一 部 改 正
平成 31 年 1 月 16 日
一 部 改 正
令和 2 年 12 月 22 日
一 部 改 正
令和 7 年 4 月 1 日
一 部 改 正

（目的）

第 1 条 この規則は、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）その他国際約束を実施するため、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）における、国際約束の適用を受ける契約業務に関する事務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号の定めるところによる。

- 一 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 10 号の 2 に規定するプログラムをいう。
- 二 特定役務 改正協定の附属書 I 日本国の付表 5 に掲げるサービス及び同附属書 I 日本国の付表 6 に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。
- 三 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあつては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 57 号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。
- 四 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類
の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、機構の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格が、国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分に応じ同項に規定する財務大臣の定める額以上であるもの（以下「政府調達契約」という。）に関する事務について適用する。

2 前項に規定する予定価格は、次の各号に掲げるところにより算定した額とする。

一 物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額（契約期間満了後、所有権を移転する旨の特約がある場合はこれに見積残存価額を加えた額）とし、その他の場合は、1月当たりの予定賃借料又は1月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額

二 調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあつては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額

三 一連の調達契約が締結される場合にあつては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる調達契約に関する事務については、適用しない。

一 有償で譲渡（加工又は修理を加えた上で譲渡する場合を含む。）をする目的で取得する物品等の調達契約に関する事務

二 有償で譲渡（加工又は修理を加えた上で譲渡する場合を含む。）をする目的で取得する物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接必要な特定役務を含む。）の調達契約に関する事務

三 有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等の調達契約に関する事務

四 有償で譲渡をする製品の生産をするために直接必要な特定役務の調達契約に関する事務

(一般競争の公告)

第4条 契約責任者（独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程第8条第2項に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）は、政府調達契約につき入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に官報により公告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。

- 一 政府調達契約に係る次に掲げる事項について、政府調達契約につきこの項の規定による公告（以下「一般競争公告」という。）を行う日の前日から起算して1年前の日から40日前の日までの間に官報によりあらかじめ公示している場合 10日
 - イ 調達の内容
 - ロ 入札期日として予定する日付
 - ハ 調達に関心を有する者は、契約を担当する職員に対して当該調達に係る入札に参加しようとする意思がある旨の表明をすべきこと。
- ニ 第10条に規定する文書を交付する場所
- ホ 次条各号に掲げる事項（この号の規定による公示の際に示すことができないものを除く。）
- 二 政府調達契約の締結までに急を要する場合 10日
- 三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合 40日から、5日にその該当する場合の数を乗じて得た日数を減じた日数
 - イ 一般競争公告を官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）第五条の規定により発行される官報により行う場合
 - ロ 第10条に規定する文書の交付（一般競争公告を行った日から行われる交付に限る。）を電子情報処理組織を使用して行う場合
 - ハ 入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合
- 四 特定調達契約により調達される物品等又は特定役務が、政府以外の者により通常行われる取引（物品等の取引にあっては、売買取引に限る。）の対象となる物品等又は特定役務（当該取引の際に それらの仕様の変更又は追加をすることができないものに限る。）である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数
 - イ 前号イ及びロに掲げる場合に該当する場合（ロに掲げる場合を除く。） 13日
 - ロ 前号イからハまでに掲げる場合の全てに該当する場合 10日
- 2 契約責任者は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による公告の期間を短縮することはできない。

（一般競争公告をする事項）

第5条 一般競争公告は、次の各号に掲げる事項について行う。

- 一 競争入札に付する事項
- 二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 契約条項を示す場所
- 四 競争執行の場所及び日時
- 五 入札保証金に関する事項
- 六 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定されている物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の一般競争公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の一般

競争公告の日付

七 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則（以下「契約事務取扱規則」という。）第5条の規定による申請の時期及び場所

八 第10条に規定する文書の交付に関する事項

九 落札者の決定方法

2 契約責任者は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

3 契約責任者は、第1項の規定による公告において、理事長の氏名及び機構の名称並びに契約の手續において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により掲載する。

一 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

二 入札期日又は契約事務取扱規則第5条の規定による申請の時期

三 理事長の氏名及び機構の名称

（指名競争の公示等）

第6条 第4条第1項の規定及び前条の規定は、契約責任者が政府調達契約につき指名競争に付そうとする場合について準用する。この場合において、第4条の見出し中「一般競争の公告」とあるのは「指名競争の公示」と、同条第1項中「公告しなければならない」とあるのは「公示しなければならない」と、同条第1項中「公告（以下「一般競争公告」という。）」とあるのは「公示（以下「指名競争公示」という。）」と、同項第三号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、前条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、同条第1項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び契約事務取扱規則第27条の規定による指名競争において指名されるために必要な要件」と、同条第1項第六号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、同条第2項から第3項中「公告」とあるのは「公示」と読み替えるものとする。

2 契約責任者は、契約事務取扱規則第26条の規定による基準により指名される競争参加者に対しては、前条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項を本条第1項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知する。

3 前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 一連の調達契約にあつては、前条第1項第六号に掲げる事項

二 契約の手續において使用する言語

(公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱)

第7条 契約責任者は、政府調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から、入札書が審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時ににおいて、一般競争の場合にあっては第5条第1項第2号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有することを認められることを、指名競争の場合にあっては、第5条第1項第2号に規定する資格を有し、指名されるために必要な要件を満たし指名されていることを条件として、当該入札書を受理する。

(参加のための条件)

第8条 契約責任者は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

(技術仕様)

第9条 契約責任者が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次の各号に掲げる事項を確保しなければならない。

- 一 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
- 二 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

2 契約責任者は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

(入札説明書の交付)

第10条 契約責任者は、政府調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次の各号に掲げる事項を記載した入札説明書を交付する。

- 一 第5条又は第6条第2項の規定により公告又は公示をするものとされている事項
(ただし、第5条第1項第8号に掲げる事項を除く。)
- 二 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- 三 開札に立ち会う者に関する事項
- 四 理事長の氏名並びに機構の名称及び所在地
- 五 契約の手続において使用する言語
- 六 契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
- 七 その他必要な事項

(落札)

第11条 契約責任者は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

(随意契約によることができる場合)

第12条 契約責任者は、政府調達契約については、次の各号に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。

- 一 一般競争又は指名競争に応ずる入札者がいない場合、又は再度の入札をしても落札者がいない場合、行なわれた入札がなれ合いによる場合若しくは入札に関する条件に合致していないものである場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって、契約保証金及び履行期限を除くほか、実質的に修正されないことを条件とする。
- 二 落札者が契約を結ばないときで、その落札金額の制限内で契約をする場合。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 三 他の物品等を持って代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されている場合。
- 四 既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他の既調達物品等に接続して使用する物品等の調達であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障を生ずるおそれがある場合。
- 五 機構の委託に基づく研究開発の結果製造された試作品等の調達をする場合。
- 六 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障を生ずるおそれがある場合。

七 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事(以下この号において「既契約工事」という。)に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事(以下この号において「同種工事」という。)の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められる場合。ただし、既契約工事の調達契約を第3条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第5条の公告又は第6条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

八 緊急の必要により競争に付することができない場合。

九 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買入れる場合。

十 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買入れ若しくは借入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき(物件の買入れ又は借入れの場合にあっては、当該物件を同号に規定する救済施設が生産する場合に限る。)

2 契約事務取扱規則第32条の規定は、政府調達契約に関する事務については、適用しない。

(落札者の決定に関する通知等)

第13条 契約責任者は、政府調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者からの請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由)を当該請求を行った入札者に通知する。

2 契約責任者は、政府調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その翌日から起算して72日以内に、次の各号に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

- 一 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- 二 理事長の氏名並びに機構の名称及び所在地
- 三 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- 四 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- 五 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- 六 契約の相手方を決定した手続

- 七 一般競争又は指名競争によることとした場合には、第4条の規定による公告又は第6条の規定による公示を行った日
- 八 随意契約による場合はその理由
- 九 その他必要な事項

(一般競争又は指名競争に関する記録)

第14条 契約責任者は、政府調達契約を一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次の各号に掲げる事項について、記録（契約の手續において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管する。

- 一 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- 二 入札者の申込みに係る価格
- 三 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
- 四 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
- 五 その他必要な事項

(随意契約に関する記録)

第15条 契約責任者は、政府調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管する。

(苦情の処理)

第16条 理事長又は契約責任者は、政府調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他政府調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指定する。

(政府調達契約に関する統計)

第17条 契約責任者は、文部科学省の依頼により政府調達契約に関する統計を作成し、文部科学省に送付するものとする。

(実施規定)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第19条 この規則の改廃は、理事長が行う。

附 則

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

第2条 この規則は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則

第1条 この規則は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

第2条 この規則は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則

第1条 この規則は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から施行する。

第2条 この規則は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則

第1条 この規則は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が効力を生ずる日から施行する。

第2条 この規則は、この規則の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第2条 この規則は、この規則の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。